

金ヶ崎町農業委員会議事録

令和7年11月20日午後1時30分から令和7年第11回金ヶ崎町農業委員会を、金ヶ崎町役場4階大会議室に招集して開催した。

1. 本会議に出席した委員は19名で次のとおりである。

第1番委員	坂井 聡	第11番委員	高橋 新一
第2番委員	小野 まり子	第12番委員	佐藤 新浩
第3番委員	宮本 賢	第13番委員	佐藤 祝
第4番委員	倉田 和久	第14番委員	山路 和弘
第5番委員	渡辺 好章	第15番委員	小坂 倫充
		第16番委員	岩野 悦子
第7番委員	高橋 重貴	第17番委員	小嶋 教三
第8番委員	及川 宏和	第18番委員	田口 敏
第9番委員	有住 寿哉	第19番委員	高橋 正則
第10番委員	高橋 義隆	第20番委員	菊地 成壽

2. 本会議を欠席した委員は0名である。

3. 本会議に出席した者は次のとおりである。

事務局 長	関口 潤
事務局 長 補佐	高橋 真一郎
係 長	田尻 和稔
主 査	巴 春菜

4. 本会議の提出案件は次のとおりである。

報告第1号	農地の使用貸借に係る合意解約について
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について
議案第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について
議案第2号	農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
議案第3号	農地転用事業計画変更申請に対する意見の決定について
議案第4号	農用地利用集積等促進計画の作成要請の決定について

5. 本会議の書記は次のとおりである。

係 長	田尻 和稔
主 査	巴 春菜

- 議 長 只今から令和7年第11回金ケ崎町農業委員会会議を開会いたします。
- 開始時刻 13時30分
- 議 長 只今の出席委員は、19名であります。
定足数に達しておりますので、金ケ崎町農業委員会会議規程第11条の規定により会議は成立いたしました。
- 議 長 日程第1、議事録署名人及び書記の指名を行います。会議の議事録署名人及び書記は、会議規程第14条の規定により、議長において指名したいと思いますが、ご異議ございませんか。
——異議なしの声あり——
- 議 長 異議なしと認め、議事録署名人には19番高橋正則委員、1番坂井聡委員を、書記には事務局を指名いたします。
- 議 長 日程第2、会期の決定についてお諮りします。本会議の会期は、本日午後半日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
——異議なしの声あり——
- 議 長 異議なしと認め、会期は本日午後半日間と決定しました。
- 議 務 局 長 日程第3、諸般の報告に入ります。事務局長報告を求めます。
【別添報告書に基づいて事務局長朗読説明】
報告が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 質疑がないようですので、諸般の報告を終わります。
- 議 務 局 長 日程第4、報告第1号農地の使用貸借に係る合意解約についてを議題とします。
事務局説明を求めます。
【事務局 朗読説明】
説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 質疑がないようですので、報告第1号を終わります。
- 議 務 局 長 日程第5、報告第2号農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知についてを議題とします。
事務局説明を求めます。
【事務局 朗読説明】
説明が終わりました。
これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 質疑がないようですので、報告第2号を終わります。

議 長 日程第6、議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請審議についてを議題とします。

事務局 説明を求めます。

事 務 局 長 【事務局 朗読説明】

議 長 説明が終わりました。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長 ——なしの声あり——

議 長 質疑なしと認めます。

議 長 討論に入ります。討論ございませんか。

議 長 ——なしの声あり——

議 長 討論なしと認めます。

議 長 質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議 長 議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請審議について、許可に賛成する委員の挙手を求めます。

議 長 ——委員挙手——

議 長 挙手全員であります。

議 長 よって、本案は、許可することに決定しました。

議 長 日程第7、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についてを議題とします。

事務局 説明を求めます。

事 務 局 長 【事務局 朗読説明】

議 長 説明が終わりました。

議 長 つづいて、現地調査の報告を求めます。10番高橋義隆委員より報告願います。

第10番委員 10番高橋です。番号1番の案件について、現地調査の報告をいたします。

議 長 11月14日午前、南方地区の佐藤浩幸委員、山路和弘委員と事務局の田尻係長と現地調査に行ってきました。

議 長 譲受人である[]が所有するアパートの駐車場不足を解消するために駐車場を造成するものであり、譲渡人である[]所有の畑を売買により取得し、転用しようとするものです。

議 長 農地転用の許可基準である立地基準についてですが、申請地は、都市計画法上の用途地域内に指定されているため、第3種農地に該当することから、農地転用の制限を特に受ける場所ではありません。

議 長 一般基準についてですが、関連法令の許認可の見込みがあり、計画に見合う資金の裏付けがあることから、事業実施の確実性があることを確認しました。

議 長 また、周辺農地への被害防除措置としては、申請地に隣接する農用地がないため被害は想定されませんが、申請地の北側と東側の水路については、土地改良区管轄外であり、現在水路機能がないため、金ヶ崎町から承認を得て盛土整地し、平場とすることから土砂流出の被害は想定されません。申請地の西側と南側の水路は、法面から約0.85m

離れており、現状高のままで活用することから水路への影響はないと考えられます。

以上のとおり許可基準を満たしていることから、農地転用は、許可相当であると判断いたしました。

以上で現地調査の報告を終わります。

議 長

ご苦労さまでした。

これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

質疑なしと認めます。

討論に入ります。討論ございませんか。

——なしの声あり——

議 長

討論なしと認めます。

質疑・討論を打ち切り、採決いたします。

議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、許可相当の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。

——委員挙手——

議 長

挙手全員であります。

よって、本案は許可相当の意見を付して県に進達することに決定しました。

議 長

日程第8、議案第3号農地転用事業計画変更申請に対する意見の決定についてを議題とします。

事務局 説明を求めます。

事 務 局 議 長

【事務局 朗読説明】

説明が終わりました。

つづいて、現地調査の報告を求めます。15番小坂倫充委員より報告願います。

第 1 5 番 委 員

15番小坂です。番号1番の案件について、現地調査の報告をいたします。

11月17日午前、北部地区の宮本賢委員、渡辺好章委員、岩野悦子委員と事務局の田尻係長と現地調査に行ってきました。

当初の事業計画では、XXXXXXXXXXが、貸倉庫兼事務所を建設するため、県から農地転用許可を受けて事業着手していました。

しかし、計画当初から市場環境が変化し、倉庫需要が増加した為、倉庫規模を2階建てから4階建てとし、延床面積が拡大する計画へ変更することとなりました。また、計画変更に伴い、事業費が増加し、XXXXXXXXXXで資金を確保することが困難であることから、貸出予定であったXXXXXXXXXXが事業主体となり事業を継承する計画に変更しようとするものです。

現地を確認したところ、計画変更に伴い周辺農地等への影響は、発生しないものと考えられます。

農地転用事業計画変更の意見としては、許可の取消処分を行っても農地として効率的に利用にされないこと、計画目的達成が困難となっ

たことが、事業者の故意又は重大な過失ではないこと、変更前と同程度の緊急性及び必要性があること、資産流動化計画に基づき自己資金により実施する見込みがあること、周辺への影響は、変更前に比べて同程度又はそれ以下であること、以上のことから許可基準から判断して、転用許可相当であることから、計画変更は問題ないと判断いたしました。

- 議 長 以上で現地調査の報告を終わります。
ご苦労さまでした。
これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 質疑なしと認めます。
討論に入ります。討論ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 討論なしと認めます。
質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
議案第3号農地転用事業計画変更申請に対する意見の決定について、承認相当の意見を付すことに賛成する委員の挙手を求めます。
——委員挙手——
- 議 長 挙手全員であります。
よって、本案は、承認相当の意見を付して県に進達することに決定しました。
- 議 長 日程第9、議案第4号金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定についてを議題とします。
事務局説明を求めます。
- 事務局 局長 【事務局 朗読説明】
説明が終わりました。
ここで、利用権設定番号1番の案件について3番宮本賢委員が、農業委員会等に関する法律第31条に該当しておりますので退席を命じます。
——第3番委員退席——
- 議 長 これより、利用権設定番号1番の案件について質疑に入ります。
質疑ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 質疑なしと認めます。
討論に入ります。討論ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 討論なしと認めます。
質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
利用権設定番号1番の案件について原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
——委員挙手——

- 議 長 挙手全員であります。
よって、本案件は原案のとおり決定しました。
3 番宮本賢委員の入席を許します。
——第 3 番委員入席——
- 議 長 3 番宮本賢委員の案件については、原案のとおり決定しました。
それでは、利用権設定番号 1 番以外の案件について、質疑に入ります。
質疑ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 質疑なしと認めます。
討論に入ります。討論ございませんか。
——なしの声あり——
- 議 長 討論なしと認めます。
質疑・討論を打ち切り、採決いたします。
議案第 4 号 金ヶ崎町農用地利用集積計画の決定について、原案のとおり決定することに賛成する委員の挙手を求めます。
——委員挙手——
- 議 長 挙手全員であります。
よって、本案は、原案のとおり決定しました。
- 議 長 これで、本日の日程は、全部終了いたしました。
令和 7 年第 11 回金ヶ崎町農業委員会会議を閉会します。ご苦労さまでした。

終了時刻 14 時 10 分